
JESCO事業後に高濃度PCB廃棄物等が 発見された場合等の対応

(PCB廃棄物の今後の課題とその対応策のポイント)

令和7年1月14日



廃棄物規制課/PCB廃棄物処理推進室

新たな処理体制構築に向けた課題と対応のポイント（案）



- 所有者が覚知できなかった照明器具用安定器やコンデンサー等の高濃度PCB含有製品が少量、かつ散発的に廃棄物として発見されることも考えられる。このため適切な前処理を実施した上で既存の低濃度PCBの無害化処理認定施設で処理する長期的に維持できる体制の構築が必要である。適切な前処理については実証試験を踏まえた技術的な検討が必要である。

ア) 長期的な体制づくりのための技術的な検討の実施

- JESCOのPCB廃棄物処理事業終了後に覚知された少量の高濃度PCB廃棄物を適正に処理するための体制構築に向けて、JESCOや低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設での処理実績や知見を活用して、技術的な検討を進める。
- その際には、JESCO事業終了後に高濃度PCB廃棄物が少量ではあるが長期間にわたって発見され続ける可能性があることにも留意する必要があり、既に運営実績もある既存の無害化処理認定施設での処理を念頭において、現存する焼却炉や溶融炉等に付加する形での前処理工程（抜油や解体等）の検討を進める。
- 仮に大型の変圧器やコンデンサー等の多量のPCB含有絶縁油が入っている製品が発見された場合には、JESCOで実施しているように絶縁油を抜油し、洗浄のうえで部材を筐体から取り出す等、実証試験やリスク評価を踏まえて、安全かつ効率的に無害化処理が可能な方法を選択する。
- 安定器や溶接機等の小型コンデンサーを部品として利用している製品については、PCBが含まれる小型コンデンサーを安全に取り外し、焼却または溶融により無害化処理する方法を選択する。さらに電炉や非鉄製錬の知見も参考に無害化と資源回収を同時に行う観点も含めた検討を行う。

イ) 実証試験の実施その成果の活用

- JESCO東京事業所の敷地内の建屋を活用して、コンデンサーや安定器の手解体試験を実施し、安全性や作業性等を確認・評価するとともに、令和7年度から無害化処理認定施設で行う試験計画を具体化する。
- これらの試験結果も踏まえつつ、電気機器等からのPCBを含む絶縁油の抜油や必要な解体等の前処理、及び高濃度PCB油の確実かつ安全な処理技術の確立を進め、安全性や作業性等を確認した上で適正な前処理技術を含めた作業方法や手順に関してガイドラインとしてとりまとめる。

ウ) 長期的に維持できる処理体制への対応

- これらの成果を活用して、前処理施設を設置した適正な無害化処理認定施設で散発的に発生する高濃度PCB含有製品等に対する処理を実施させ、また長期にわたってこうした処理システムが維持できる体制を構築する。

制度見直しに関する対応のポイント（案）



- 大量に保管・所有されていた高濃度PCB廃棄物等をJESCO事業によって計画的に処理したこれまでの段階から、今後は新規に高濃度PCB廃棄物等が覚知された少量かつ散発的に発生する製品等を処理しなければならない段階に移行する。このことを踏まえて、排出事業者責任の下で高濃度PCB廃棄物等が確実に無害化処理されるよう、前述したような処理体制の構築が求められ、現行制度の見直しが必要である。

ア) 無害化認定制度の活用

- JESCO事業後の高濃度PCB廃棄物の処理体制の確保が喫緊の課題であり、前述したように前処理技術を実証試験結果等により確立することを目指している。これが達成された際には、廃棄物処理法に基づく環境大臣無害化認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加（告示改正）するとともに、無害化施設に付加する前処理技術の基準の追加を併せて行うこと等により、安全かつ確実に処理できる仕組みを構築する。
- その際に、環境大臣の無害化認定施設制度を活用して既存の無害化施設に前処理設備を新たに付加して事業に取り組む事業者に対して、対象となる高濃度PCB廃棄物が少量であるにも関わらず前処理設備への投資を求めることになる。このためこれらの設備導入に関して、コスト負担の軽減策を講ずる。

イ) PCB特措法の見直し

- 今後は、少量かつ散発的に発生する高濃度PCB廃棄物を確実に処理するため、発生覚知後の一定期間内に上述した処理事業者等に処理を委託等によって安全かつ確実に無害化することを義務付け、自治体の行政指導の対象となるよう、見直す。
- また、これまでPCB特措法において、大量の高濃度PCB廃棄物の確実かつ計画的な処理を促進するため、自治体による処理計画の策定や数量管理、さらに行政指導や行政処分・行政代執行の規定を定めてきたが、今後の高濃度PCB廃棄物の発生量は少量で散発的となり、上述したように新たな処理体制の下で安全・確実に処理を進めることになる。したがって、高濃度PCB廃棄物の届出制度や保管基準の適用は堅持しつつも、使命を終えることになる計画策定・管理業務等は見直す等、自治体の事務負担の軽減の観点からの制度見直しも併せて検討する。
- 高濃度PCB廃棄物の処理実績等の情報の管理主体については、国が一元化してPCB処理に知見のある機関に委託することも考慮する。